保険証廃止に伴うよくある質問（Q&A）

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合（R7.12.2）

1．資格確認書について		
①	**資格確認書とはなんですか。**	保険証の新規発行が令和6年12月2日に廃止となりましたので、マイナ保険証による受診ができない方(マイナ保険証をお持ち出ない方)が、医療機関へ提示することで保険診療を受けられるようにするためのものです。
②	**マイナ保険証を持っていないので、入社時に資格確認書の交付を希望し、勤務先から資格確認書を渡されましたが、記載されている有効期限まで資格確認書は利用できますか。**	資格確認書に記載されている有効期限よりも前に退職で当健保組合の資格を喪失された場合は、退職日まで利用可能です。また、退職の際には勤務先に資格確認書を返却してください。
③	**マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書も持っておきたい場合は申請すれば発行されますか。**	マイナ保険証をお持ちの方については資格確認書を発行することはできません。
④	**社員が退職するため、資格喪失届を提出しますが、「資格確認書」は回収しますか。**	はい。従来の保険証と同様に回収していただき、資格喪失届に添付してください。
⑤	**資格確認書(再)交付申請書は、個人から直接健保組合あてに提出してもいいですか。**	事業所を経由して届出をご提出ください。資格確認書は事業所あてにお送りいたします。(任意継続被保険者を除く。)
⑥	**資格確認書を交付された後に、マイナ保険証の利用登録をしました。この場合、資格確認書の返却は必要ですか。**	当健保組合から資格確認書の返却は求めませんが、返却を希望する場合は必ず返却利用を送付状等にご記入いただき、お送りください。(マイナ保険証切り替え時に返却されなかった方が、資格確認書の有効期限内に資格を喪失された場合、資格喪失届と一緒に資格確認書の返却が必要です。)
⑦	**資格確認書が発行されるまでの日数は、従来の保険証と同じですか。**	はい。従来の保険証と同程度で、届出を受理後の約1週間程度となります。
⑧	**資格確認書の再交付手数料はかかりますか。**	資格確認書の手数料の徴収はありません。
2．資格情報のお知らせについて		
①	**「資格情報のお知らせ」だけでも医療機関に受診できますか。**	「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療は受けられません。
②	**勤務先から「資格情報のお知らせ」を渡されましたが、これはどのように使うのですか。**	「資格情報のお知らせ」を利用する場面は次の①②のとおりです。 ①医療機関にあるカードリーダーが不具合等でマイナ保険証を利用できないときに、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示すると保険診療で受診できます。 ②当健保組合への保険給付の申請や、健康診断の申込みなど、各種申請をする際に必要となる健康保険の情報(記号・番号等)が確認できます。
③	**社員が退職するため、資格喪失届を提出しますが、「資格情報のお知らせ」は回収しますか。**	資格喪失後の「資格情報のお知らせ」については、ご自身で破棄していただいて問題ありませんので、回収は不要です。
④	**「資格情報のお知らせ」を破損してしまいました。資格情報のお知らせ再交付申請書を提出しますが、手数料はかかりますか。**	「資格情報のお知らせ」の手数料の徴収はありません。 なお、破損した「資格情報のお知らせ」の添付は不要です。
⑤	**「資格情報のお知らせ」をなくしたので再交付してもらえますか。**	「資格情報のお知らせ」の交付を希望される場合は、資格情報のお知らせ再交付申請書をご提出ください。なお、「資格情報のお知らせ」を紛失した場合でも、マイナポータルから資格情報を確認できます。
⑥	**資格取得届には資格確認書の発行欄はありますが、「資格情報のお知らせ」の発行欄がないのはなぜですか。**	「資格情報のお知らせ」は、当健保組合への加入時に必ず発行いたしますので、発行欄を設けていません。

3．保険証について		
①	**医療機関で保険証を提示したところ、保険証は使えないと言われました。なぜですか。**	令和7年12月2日以降は保険証は完全廃止となり、使用不可となりました。 今後は、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を交付いたしますが、交付後にマイナ保険証への切り替えも可能です。
②	**保険証を持っていますが、12月2日以降は使えないと聞いています。どうすればいいですか。**	令和7年12月2日以降は保険証の返却は不要ですので、各自で適切に破棄してください。
4．各種申請について		
①	**健保組合に提出する申請書欄の記号・番号は何を見て書けばよいですか。**	「資格情報のお知らせ」に記載されています。
②	**氏名が変わったので氏名変更届を提出しますが、何を添付すればよいですか。また、何が発行されますか。**	お持ちの資格確認書を添付してください。(資格情報のお知らせの返却は不要) 当健保組合システムでマイナ保険証をお持ちか確認し、お持ちでない方には資格確認書と資格情報のお知らせを発行いたします。 マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを発行いたします。
③	**氏名が変わったので会社を経由して氏名変更届を提出しました。「資格情報のお知らせ」は新しい氏名で発行してもらえますか。**	はい。「資格情報のお知らせ」を再交付いたします。(フリガナのみ変更の場合を除く) 新しい「資格情報のお知らせ」が届きましたら、旧氏名の「資格情報のお知らせ」はご自身で破棄してください。
④	**社員が退職するので資格喪失届を提出しますが、その者が資格確認書を紛失してしまい、添付ができません。どうすればよいですか。**	紛失して資格確認書が添付できない場合は、「被保険者証・資格確認書滅失届」を添付してください。 また、退職された方の資格確認書の回収の督促を、再三行っても回収ができない場合は、「被保険者証・資格確認書回収不能届」を添付してください。
5．その他		
①	**マイナ保険証の利用登録を行ったら、資格情報が以前加入していた健保組合のままでした。なぜですか。**	マイナンバーが当健保組合に登録されていない可能性があります。 マイナ保険証を利用するには、マイナンバーが加入中の健保組合に登録されていることと、ご自身でマイナ保険証利用登録をすることの両方が必須となります。 マイナンバー届(個人番号届)が提出されているか会社に確認し、提出されていない場合は会社を通して提出してください。